感染症による出席停止と登校許可証について

児童が「学校保健安全法施行規則」に規定されている「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合や、罹患の疑いがある場合は、出席停止の扱いになります(学校を休んでも欠席にはなりません)。 診断を受けた際は、担任または保健室に連絡をしてください。

出席停止の措置は、「充分に休養し早く病気を治すため」「感染拡大を予防するため」のものです。**登校の際には、医師の診断により治癒が証明された「登校許可証」(次項に掲載)が必要となります。**

- ※第二種のインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、保護者記載の健康観察報告書をご提出ください
- ○登校の際は、児童本人が最初に保健室へ立ち寄り、登校許可証を提出してください。出席の許可を得てから教室へ向かってもらいます。
- ○「登校許可証」発行には、手数料がかかります(料金は病院によって異なります)。
- ○同じ内容が記入されていれば病院指定の証明書でも構いません。

<学校において予防すべき感染症 一覧>

	感染症の種類	出席停止期間の基準等		
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるのものに限る)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。※	治癒するまで ※左記以外に、感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律第六条第七項から 第九項までに規定する新型インフルエンザ等 感染症、指定感染症及び新感染症は、第一種の 感染症とみなす。		
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る) 百日咳	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで 発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで		
	麻疹(はしか)	解熱した後三日を経過するまで		
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで		
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで		
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで		
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後二日を経過するまで		
	結核 及び髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで		
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸	病状により学校医その他の医師において感染のお		
第	チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性	それがないと認めるまで		
三	結膜炎、その他の感染症 (溶連菌感染症、手足口病、	※その他の感染症とは、学校での流行を防ぐ為に必要と		
種	ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、感染性胃腸炎、マイ	考えられる際に、校長が学校医の意見を聞き第三種の感		
	コプラズマ感染症など)	染症として措置をとることができる疾患。		

- ○通常、出席停止措置が必要ない感染症の例は、アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)です。
- ○第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く)にかかった者については、上記の期間。ただし、病状により学校 医その他の医師において感染のおそれがないと認めた時は、この限りでない。2023.5.8 改訂

登校許可証

 学校名: 	成蹊小'	学校	年	組		
 児童名: 						
• 生年月日	<u>:</u>		年	月	日	
• <u>病名:</u>						
・出席停止	期間:					
年	月	月 ^	<u>~</u>	年	月	旦
上記疾患が	治癒まれ	たは感染	たの恐れ	がなくな	ったため),
———年	月	日から	o登校可	能と認め	ます。	
年	月	日				
		医療機	幾関名:			
		住所	:			
		医師名	 :			印